明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**二九）　一
〔告　示〕
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（**厚生労働**一九六）　二
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（**農林水産**九一一）　一〇
〔**官庁報告**〕
官庁事項
労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（厚生労働省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責関係　一四
特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更、企業年金基金変更、日本弁護士連合会公示送達関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三四
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月八日

農林水産大臣　坂本　哲志